町民参加の手法について

資料３

パブコメの課題に対応するため、周知・実施手法の見直しやパブコメ以外の意見聴取についても新たに行う

課題

- 氏名記入のハードル
- 庁舎内の周知・情報の不足
- 効果的な周知・発信方法
- 求める意見のわかりやすさ

町民参加の促進に資する取組（案）

1 周知方法の充実

- デジタルサイネージによる庁内での周知を行う。設置場所は「待っている間」に見える場所（窓口）や、町主催の検診などの待合スペース等も活用する。
- 町ＨＰにパブコメ専用のサブサイトを作成し、実施状況を可視化する。
- 関係団体・企業への協力を依頼し、周知を図る。

2 内容のわかりやすさ向上

- 計画等の内容をまとめる「概要版」の作成し、目的・内容をわかりやすく発信。求める意見を明確化する。

3 参加のハードルを下げる工夫

- パブコメに加え、匿名での提出が可能なアンケート（WEB・紙媒体併用）を必要に応じて実施。匿名意見の弊害に配慮しつつ、パブコメ前段階とパブコメ実施時のどちらとも意見聴取を行うことも選択肢に。
- 回答することによるインセンティブも検討（地域アプリ活用者のみ→匿名の方には付与できない）

4 参加機会の拡大

- 広く町民が参加できる町民説明会を必要に応じて開催し、周知・参加機会の拡大を図る。また、希望団体等への個別説明の機会も設ける。

町民参加の手法について

行政には、情報共有と町民参加を促進する責務があります。この条文に町民の意見を積極的に聞くこと、また町民説明会など町民に対し説明する機会を設けることを明確化するため下記の案を整理しました。

該当する条文（第３２条）

(行政の責務)

第32条　行政は、条例、予算その他の議会の議決及び法令等に基づく事務及び事業を、誠実に管理し執行しなければなりません。

2　行政は、広く町民の意思を反映した行政運営を行うため、情報の共有と町民参加を進め、連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。

3　行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行しなければなりません。

(行政の責務)

第32条　行政は、条例、予算その他の議会の議決及び法令等に基づく事務及び事業を、誠実に管理し執行しなければなりません。

2　行政は、町民の意見を積極的に把握し、行政運営に適切に反映します。

3　行政は、町民への説明の機会等情報の共有と町民参加を進め、連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。

4　行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行しなければなりません。

逐条解説改正内容（案）

行政の責務について規定しています。

◇**第１項関係**　行政は、地方自治法第９６条第１項に規定する議会の議決に基づく事務や事業、法律、政省令、条例、規則、規程等に基づく事務や事業を誠実に管理し執行することを規定しています。

◇**第２項関係**　行政は町民の意思を行政運営に反映させるため、情報共有と町民参加を進めるとともに、町民と連携及び協力して事務及び事業を執行することを規定しています。

◇**第３項関係**　行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行することを規定しています。

行政の責務について規定しています。

◇第１項関係　行政は、地方自治法第９６条第１項に規定する議会の議決に基づく事務や事業、法律、政省令、条例、規則、規程等に基づく事務や事業を誠実に管理し執行することを規定しています。

◇第２項関係　行政は町民の意思を行政運営に反映させるため、広く町民から意見を聴取するよう努めるものとします。

◇第３項関係　~~**必要に応じて**~~町民が参加できる町民説明会の開催や希望する団体等に対し個別に説明を行う機会を**必要に応じて**設けるなど情報共有と町民参加を進め、町民と連携及び協力して事務及び事業を執行することを規定しています。

◇第４項関係　行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行することを規定しています。

町民参加の手法について

整理した町民参加の手法を規定する条例第１４条について、下記の案を整理しました。

該当する条文（第１４条）

（町民参加の手法）

第14条　行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次の各号のいずれか又は複数の方法により、適切な時期に町民参加を求めるものとします。

(1)　審議会等の会議の開催

(2)　意見交換会の開催

(3)　意見公募(パブリックコメント)手続の実施

(4)　アンケート調査の実施

(5)　その他適切な方法

逐条解説改正内容（案）

町民参加の具体な方法を規定しています。行政は、規定する方法の中からいずれか又は複数の方法を用いて町民参加を求めることとしています。なお、町民生活への影響が大きい事案については複数の方法を用いるよう努めるべきと考えます。

このうち、「審議会等」とは、地方自治法第138条の４第３項に規定する、法律又は条例に基づいて設置された附属機関及びこれ以外のもので、知識経験を有する者等の意見を聴取し、政策に反映させることを目的として、規則、要綱等に基づき設置されたものをいいます。

条文の改正は行わず、逐条解説にて、解釈や考え方を整理

町民参加の具体な方法を規定しています。行政は、規定する方法の中からいずれか又は複数の方法を用いて町民参加を求めることとしています。なお、町民生活への影響が大きい事案については複数の方法を用いるよう努めるべきと考えます。

◇**第１号関係**「審議会等」とは、地方自治法第138条の４第３項に規定する、法律又は条例に基づいて設置された附属機関及びこれ以外のもので、知識経験を有する者等の意見を聴取し、政策に反映させることを目的として、規則、要綱等に基づき設置されたものをいいます。

◇**第２号関係**「意見交換会」とは、町の施策等に関し、町民と行政が直接対話を通じて意見を交わす場をいいます。この意見交換会には、広く町民が参加できる町民説明会の開催や、希望する団体等に対し個別に説明を行う機会など、町民の参加機会の拡大に資する取組を含みます。

◇**第３号関係**　意見公募手続の実施に当たっては、計画等の内容をまとめた概要版を作成するなど、目的・内容をわかりやすく発信し、求める意見を明確化するよう努める必要があります。**また実施に際しては、施策等の関係団体等にも周知を依頼するなど、意見公募手続の実施をより多くの町民に周知し、意見を提出する機会を広く提供する必要があります。**

◇**第４号関係**「アンケート調査」は、氏名等の記載を求める意見公募手続とは異なり、匿名での提出を可能とするほか、実施にあたっては、紙媒体のほか、WEBを活用するなど、幅広い世代の参加機会の拡大に努める必要があります。

「町民」の定義について

1.現在の定義と関係人口

条例上の「町民」
- 町内に住所を有する人
- 町内で働く人／学ぶ人／事業活動等を営む人

関係人口
- 二地域居住者
- ふるさと住民登録制度による登録者
- 美幌町出身の方／ふるさと納税者
- 観光で美幌町に訪れる方

→ **関係人口の定義は、社会情勢の変化に応じた検討が継続して必要**

2.第４回委員会の意見概要

定義拡大への懸念
- 関係人口を町民と位置づけると、権利主張の先行・悪用や行政の対応義務の発生が懸念される
- 定義は現状維持が望ましいとの意見が多くあった

人口・関係人口拡大が優先
- まずは、ふるさと納税などでで関係人口「町のファン」を増やす取り組みが必要。かつ、その関係人口を町民として移住してもらうための取組が重要

現行制度の周知不足
- 町外在住者も町民の定義に含まれることが知られていない
- パブコメ実施等の際に、対象者本人が該当することを認識してもらう周知が必要

調査範囲の検討
- WEBアンケート等で広く意見を集めること自体は重要
- 調査範囲（例：ふるさと納税者への依頼等）の妥当性は精査が必要

3.自治推進委員会にて議論中の案

これらの考え方を、反映させるため、次の案を自治推進員会で議論しています。（逐条解説への追記）

この条例の中で、この用語はこのような意味で使います、ということを明らかにしています。

(1)の「町民」とは、地方自治法に定める「住民」のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で事業活動やその他の活動など、様々な活動を行っている個人、法人、団体をいいます。

「町民」の範囲をこのように広く定義することにより、美幌町に関わりを持つ多くの人の意見、知恵、行動力を美幌町の自治に活かすことができます。

また、社会情勢の変化に伴い、就労形態の変化や二地域居住など、地域とのかかわり方が多様化しつつあることから、将来的な変化に応じて、見直しの検討を行う必要があります。